

株 主 各 位

神奈川県横浜市鶴見区尻手2丁目1番53号
株式会社NFKホールディングス
代表取締役社長 持 田 晋

第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネットにより2021年6月22日(火曜日)午後5時10分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のご案内」(3頁)をご確認のうえ、上記の行使期限までに行役してください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月23日(水曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区南青山7丁目1番5号
島根イン青山 2階 「パインコート」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第79期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第3号議案 | 資本金の額の減少の件 |

ご出席の株主様へのお土産及びお飲み物のご提供はとりやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

4. 株主総会開催会場について

当社は、従来、株主総会を神奈川県川崎市内のホテルにて開催していましたが、新型コロナウイルス感染予防の観点から、低コストでより広い会場での総会開催といたしたく、当社本店所在地である神奈川県内、及び当社株主が最も多く在住される東京都内で適切な場所を検討いたしました結果、上記会場にて開催させていただくことになりました。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.nfk-hd.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

以 上

(お知らせ)

「事業報告書、連結計算書類、計算書類」及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト (<http://www.nfk-hd.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

〈株主様へのお願い〉

本株主総会にご出席される株主様は、必ずマスクの着用をお願いいたします。また、受付にてアルコール消毒及び体温測定を実施させていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。

〈当社の対応〉

会場の役員及び運営スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<http://www.nfk-hd.co.jp>

例年株主総会終了後に実施しております日本ファーマス社技術説明会につきましては、本年は実施致しませんので何卒ご了承願います。

[インターネットによる議決権行使のご案内]

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.Web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。
2. 議決権行使の方法については以下のとおりです。
 - (1) パソコンをご利用の方
上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて議案に対する賛否をご入力ください。
 - (2) スマートフォンをご利用の方
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただき、スマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。
3. 複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
4. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。
本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。
なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
5. パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）
2. 上記1. 以外の議決権行使に関するご照会などは、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
【電話】0120-782-031（受付時間 土日休日を除く 9：00～17：00）

添付書類

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞により急激な景気減速を余儀なくされることとなりました。その後、政府による経済活性化に向けた施策等により、景気は持ち直し傾向となりましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大により緊急事態宣言が再発令されるなど、先行きについて極めて不透明な状況で推移いたしました。

当社グループにおきましても、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う国家間の往来制限などにより海外案件の対応に深刻な影響が出たほか、国内においても設備投資意欲の鈍化傾向が顕著になるなど、非常に厳しい経営環境で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループでは2020年4月に「新中期経営計画」を策定し、スタートさせております。2022年度までの3年間を2030年に向けた成長基盤確立のための期間と位置づけ、「事業基盤の強化」、「成長戦略を支える強固な経営基盤の構築」、「環境・社会・ガバナンスを重視した経営」の3つの経営基本方針を掲げて全社を挙げて取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高につきましては期初受注残12億1千4百万円に加え、前期より引き合いのあった比較的大型の案件等が受注に至ったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりメンテナンス業務をはじめとするその他の受注が厳しい状況で推移したことなどから、売上高は23億9百万円（前年比13.4%減）となりました。利益面につきましては、厳格な案件管理と徹底した販管費の節減を実施したことなどにより営業利益1億6千8百万円（前年比328.3%増）、経常利益2億2千1百万円（前年比470.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2億1百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1億6千5百万円）となりました。

各事業部門別の業績は次のとおりです。

[環境装置石油化学部門]

環境装置石油化学部門におきましては、産業用各種燃焼装置、管式加熱炉、石油化学用低NO_xバーナ及び各種ガスバーナなどが主力製品となっております。当連結会計年度における売上高は前年比18.6%減の2億8千2百万円となりました。

[工業炉部門]

工業炉部門におきましては、非鉄金属熱処理炉、一般熱処理炉、鑄造炉及び回転炉などが主力製品となっております。自動車関連企業からの比較的大型の案件が順調に推移したものの、前期好調であった反動等もあり、当連結会計年度における売上高は前年比40.1%減の5億4千9百万円となりました。

[ボイラ用機器部門]

ボイラ用機器部門におきましては、ボイラ用低NO_xバーナ、ボイラ用省エネルギー装置及びボイラ用パッケージバーナなどが主力製品となっておりますが、受注が順調に推移したことから、当連結会計年度における売上高は前年比50.2%増の2億9千8百万円となりました。

[工業炉用機器部門]

工業炉用機器部門におきましては、各種工業炉用バーナ及び各種工業炉用低NO_xバーナなどが主力製品となります。各種工業炉用低NO_xバーナなどが順調に推移したことなどから、当連結会計年度における売上高は前年比6.0%増の2億1千9百万円となりました。

[産業機械用機器部門]

産業機械用機器部門におきましては、各種ロータリーキルン用バーナ、各種シャフトキルン用バーナ及び熱風発生炉などが主力製品となっておりますが、前期極めて低調であったものの今期はやや回復傾向となったことなどから、当連結会計年度における売上高は前年比185.4%増の1億6千4百万円となりました。

[メンテナンスサービス部門]

各種燃焼設備の整備・工事等を行うメンテナンス部門におきましては、渡航制限などにより海外案件の対応が困難となったほか、国内においても厳し

い状況にて推移したことなどから、当連結会計年度における売上高は前年比51.3%減の1億5千3百万円となりました。

[部品部門]

燃焼装置・機器の部品販売部門におきましては、当連結会計年度における売上高は前年比14.2%減の2億5千2百万円となりました。

[HRS部門]

HRS部門におきましては、鉄・鋳鍛鋼産業関係蓄熱バーナシステムが、主力製品となっております。当連結会計年度における売上高は前年比17.5%増の3億8千7百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループでは経営理念の実現と2030年に向けてサステイナブルグロウス(持続的成長)を実現するため、2020年4月から2023年3月までを対象期間とする新中期経営計画を策定しスタートさせました。新中期経営計画では、この3年間で成長基盤確立のための期間と位置づけ、「事業基盤の強化」「成長戦略を支える強固な経営基盤の構築」「環境・社会・ガバナンスを重視した経営」の3つの基本方針を掲げて邁進してまいります。

各基本方針に基づく重点戦略は以下のとおりとなります。

①事業基盤の強化

- ・顧客との協創による技術革新の実現
- ・協力会社とのアライアンス体制構築による収益力強化
- ・事業ポートフォリオの拡大
- ・持続的な成長に向けたグループ事業領域の再定義
- ・研究開発機能の強化による新規技術の導入(省エネ、低公害、I o T等)
- ・海外事業の拡大
- ・西日本地区体制強化

②成長戦略を支える強固な経営基盤の構築

- ・本社機能の刷新
- ・I T化(社内システム、開発環境)による業務効率の向上
- ・視点の多様性(ダイバーシティ)を取り入れた組織づくり
- ・西日本地区体制強化
- ・働き方改革・職場の活性化

③環境(E)・社会(S)・ガバナンス(G)を重視した経営

- ・低燃費・低環境負荷の最先端技術をグローバルに提供する事業を通じて、地球環境保全と循環型社会の実現に貢献
- ・コーポレートガバナンス体制強化による更なる社会的信用の向上
- ・新人事制度導入(人と仕事の成長を促進させつつ目標管理・評価制度)

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は109,206千円であり、主な内訳は建物及び構築物32,805千円、工具器具備品9,387千円、土地65,861千円、ソフトウェア1,152千円などであります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、第1回新株予約権行使により378,000千円の資金を調達いたしました。

また、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として240,000千円の調達を行いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第76期 2018年3月期	第77期 2019年3月期	第78期 2020年3月期	第79期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高(千円)	2,369,203	2,502,618	2,667,952	2,309,458
経常利益(千円)	2,070	134,887	38,937	221,932
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△2,347	117,476	△165,936	201,745
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△0.08	3.82	△5.15	5.85
総資産(千円)	3,772,272	4,061,497	4,069,201	4,707,864
純資産(千円)	2,702,885	2,796,900	2,965,752	3,555,689

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第76期につきましては、大型の設備投資案件に停滞感が漂うなど厳しい状況が続いたことから、売上高につきましては減収となりました。また、利益につきましても、進行基準の案件において原価が想定を上回る事象が発生したことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失の計上となりました。
3. 第77期につきましては、自動車関連向けの受注が順調に推移したことなどから、売上高につきましては増収となりました。また、利益につきましてもクレーム

- 等の発生が想定以下で収まったことから、親会社株主に帰属する当期純利益計上となりました。
4. 第78期につきましては、引き続き自動車関連向けの受注が順調に推移したことから売上高につきましては増収となりました。その一方で、利益につきましては、株主総会関連費用が膨らんだ他、過去の未払い賃金の清算、訴訟の和解金支払いなどが発生したことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失計上となりました。
5. 第79期につきましては、1. (1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本ファーンエス株式会社	千円 100,000	% 100	燃焼機器の製造・販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

(単位：千円)

会社名	所在地	帳簿価額	当社の総資産額
日本ファーンエス株式会社	横浜市鶴見区尻手2丁目1番53号	855,793	3,728,723

(11) 主要な事業内容

当社は、グループ会社の株式を保有することにより事業活動の支配及び管理をする持株会社であり、当社グループは当社、連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社で構成されております。当社グループの主な事業内容は、次のとおりであります。

区分	事業の内容
工業炉燃焼装置関連事業	①バーナ及び燃焼機器事業 ②プロセスプラント事業 ③工業炉事業 ④委託研究事業 ⑤メンテナンスサービス事業

(12) 主要な拠点等

(当社)

事業所名	所在地
本社	横浜市鶴見区

(子会社)

事業所名	所在地
日本ファーンレス株式会社	横浜市鶴見区

(13) 従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
工業炉燃焼装置関連事業	80名	7名減
その他の事業	2名	増減無し
合計	82名	7名減

(注) 上記従業員数には、顧問、パートタイマー、持分法適用関連会社の従業員は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高(千円)
株式会社日本政策金融公庫	200,000
横浜信用金庫	48,000

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,610,000株
(2) 発行済株式総数 37,913,342株 (自己株式419株を含む。)
(3) 株主数 7,022名
(4) 大株主の状況

大株主及びその持株数

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社船橋カントリー倶楽部	7,200,000株	18.99%
株式会社トーテム	1,680,900株	4.43%
東拓観光有限会社	1,120,000株	2.95%
オリンピック工業株式会社	1,060,000株	2.80%
株式会社広共	940,200株	2.48%
斉藤和伸	840,000株	2.22%
日野本ツヤ子	618,900株	1.63%
横田公一	574,600株	1.52%
松井証券株式会社	560,000株	1.48%
株式会社SBI証券	544,700株	1.44%

(注) 持株比率は自己株式(419株)を控除して計算いたしております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2019年10月16日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回新株予約権
については、すべての行使が完了いたしております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	持 田 晋	日本ファーンレス株式会社 取締役
取 締 役	豊 田 悦 章	日本ファーンレス株式会社 取締役
取 締 役	小 野 寺 勉	日本ファーンレス株式会社 顧問
取 締 役	伊 東 晋 祐	中村総合法律事務所 弁護士
取 締 役	増 井 純	有限会社MBL代表取締役
取 締 役	奥 村 英 夫	エコナックホールディングス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	加 藤 祐 蔵	エコナックホールディングス株式会社 取締役
監 査 役 (常勤)	村 瀬 豊	日本ファーンレス株式会社 監査役
監 査 役	笹 原 信 輔	一橋総合法律事務所パートナー弁護士
監 査 役	信 太 元 紀	信太公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役 伊東晋祐氏、増井純氏、奥村英夫氏、加藤祐蔵氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 笹原信輔氏、信太元紀氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 伊東晋祐氏、増井純氏、奥村英夫氏、加藤祐蔵氏及び監査役 笹原信輔氏、信太元紀氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
4. 監査役 信太元紀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、各社外取締役及び各社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社グループは、取締役、監査役及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
社 内	3名	31,620	1名	5,610	4名	37,230
社 外	5名	6,750	2名	4,200	7名	10,950
計	8名	38,370	3名	9,810	11名	48,180

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は1982年12月21日開催の定時株主総会において月額7,500千円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は1993年12月24日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内と決議されております。
3. 上表には、2020年6月19日開催の第78期定時株主総会終結の時をもって退任した、取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の個人別報酬額については、社外取締役を過半数以上の構成員とする報酬委員会にて審議の上、その決定に基づき取締役会にて決議しております。報酬委員会においては株主総会で承認された取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役の基本報酬額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬について検討を行っております。なお、当社の取締役の報酬限度額は、1982年12月21日開催の株主総会で決議された月額7,500千円以内となっております。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該法人との関係
取締役	伊東 晋祐	中村総合法律事務所	弁 護 士	当社との間に特別な関係はありません。
取締役	増 井 純	有限会社MBL	代表取締役	当社との間に特別な関係はありません。
取締役	奥村 英夫	エコナックホールディングス株式会社	代表取締役	当社との間に特別な関係はありません。
取締役	加藤 祐蔵	エコナックホールディングス株式会社	取 締 役	当社との間に特別な関係はありません。
監査役	笹原 信輔	一橋総合法律事務所	パートナー 弁 護 士	当社との間に特別な関係はありません。
監査役	信太 元紀	信太公認会計士事務所	代 表	当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
伊東 晋祐	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言を行っております。
増 井 純	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回出席し、主に経営者として培われた知見を活かして取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言を行っております。
奥村 英夫	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回出席し、主に経営者として培われた知見を活かして取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言を行っております。
加藤 祐蔵	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回出席し、主に経営者として培われた知見を活かして取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言を行っております。
笹原 信輔	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、15回中15回、また、監査役会には、12回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、特に法務・コンプライアンスに関する意見を述べております。
信太 元紀	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、15回中15回、また、監査役会には、12回中12回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、特に財務・会計に関する意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人元和

(2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の定めに基づいた同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 子会社の会計監査

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、全てのステークホルダーの繁栄を企業理念としており、その実現のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であるという認識のもと、法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守するための基準として「倫理行動規範」を制定、取締役及び使用人全員へ周知し徹底しております。また、金融商品取引法に対応するための基本方針・計画立案・内部統制委員会制定等の内部統制システムの充実に努め、公正な経営体制の確立に努めております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報について、法令・社内規程等に基づき適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行っております。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、管理部総務グループがリスク管理体制の整備・運用・検証を統括する体制が構築されております。また、監査役・内部統制委員会の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容、損失程度等について取締役会及び担当部署に報告し改善する体制を構築しております。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月開催しており、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。なお、取締役会開催においては、審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料を事前に配布し、各取締役が十分な準備ができる体制をとっております。また、事業運営におきましては、各年度予算を立案し、全社的指標を設定し、各部門においてその指標達成に向け具体策の立案・実行を行っております。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「倫理行動規範」を制定し、子会社におけるコンプライアンスの周知徹底及び推進のための諸施策を講じております。

また、当社子会社の経営管理に関しましては「関係会社管理規程」に基づき、経営財務の全般について当社に報告を求めるとともに一定の事項については当社が最終決裁を行うことで、経営管理を強化し、情報管理・危機管理の統一と共有化及び経営の効率化を確保しております。なお、2021年3月31日現在親会社はございません。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当該使用人を配置いたします（2021年3月31日現在監査役はその職務を補助すべき従業員を求めておりません）。当該使用人につきましては、その職務の遂行に当っては、監査役の指揮命令に従うものとし、取締役等の指揮・命令を受けないものとしております。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては監査役と協議を行い、監査役の同意を得た上で実施するものとしします。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の代表取締役及び取締役は、取締役会等の重要な会議においてその担当する業務の執行状況の報告を行っております。また、当社及び当社子会社の取締役及び従業員が当社及び子会社の業績に影響を及ぼす重要な事項を認知した際は、速やかに監査役に報告することを周知徹底しております。なお、当社は、当社及び子会社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとしします。

- ⑧ 当社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは処理に係る方針に関する体制

監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うものとしします。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び各グループ内経営幹部は、監査役と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもち、法令に基づく事項の他、内部監査結果等の報告を行い、当社の監査体制と内部統制システム体制との調整を図っております。また、当社会計監査人、顧問弁護士とも迅速に協議を行える体制を確保しております。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、当社グループ会社役員及び全従業員が、社会的責任を真摯に自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動の実践を維持するため、「倫理行動規範」を制定・施行し、当該規程の周知徹底により、反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わないこととしております。また、反社会的勢力からの不当要求等に対する対応につきましては「反社会的勢力対策規程」を制定・施行し、組織全体として毅然とした態度で臨み、管理部総務グループを統括部門として、企業防衛対策協議会、弁護士、警察等の社外専門家や関係機関等と連携して速やかに解決を図る体制を確立しております。

(当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。)

① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、「倫理行動規範」を制定しており、当社グループ各社の取締役、監査役及び従業員等の全てに周知し徹底するとともに、コンプライアンス意識の向上とコンプライアンスに関する正しい知識の習得に努めております。また、金融商品取引法に対応するための基本方針・計画立案・内部統制委員会制定等の内部統制システムの充実に努め、公正な経営体制の確立に努めております。

② 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保

当事業年度は、15回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略等の重要事項の決定並びに各取締役の職務の執行状況の監督を行いました。また、当社の常勤取締役が出席する経営ミーティングを適宜開催し、当社グループにおける経営上の重要事項について検討が行われました。

③ 当社及び子会社における業務の適正の確保

当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、子会社各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、当社グループにおける業務の適正性・効率性の確保を目的として、内部統制委員会が年次計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。

④ 監査役の監査の実効性の確保に関する取り組み

当事業年度は、監査役会を12回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。また、取締役会や部門長会議等の重要な会議に出席するほか、代表取締役、内部統制監査人及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、損失の危険の管理及び内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題の一つに位置づけ、安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な財務基盤を構築すべく株主資本の充実を図りながら、収益動向とのバランスに配慮した利益配分を行うことを基本方針としております。

また、当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨及び、中間配当、期末配当のほか、基準日を定めて配当を行うことができる旨についても定めております。

当社では2020年4月から2023年3月までを対象期間とする新中期経営計画において、この3年間を成長基盤確立のための期間と位置づけ、様々な施策を実施しており、内部留保の充実を図りながら成長基盤確立のための投資に資金を投じてまいりますことが、株主価値を最大化するものと考えております。このため、当連結会計年度の配当につきましては、無配とさせていただきます。今後の配当等株主還元の実施につきましても、成長基盤確立の状況及び財務体質等勘案の上、適切に決めてまいりたいと考えております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,507,217	流 動 負 債	603,061
現金及び預金	2,246,180	支払手形及び買掛金	347,404
受取手形及び売掛金	899,442	短期借入金	8,000
仕 掛 品	140,999	未払法人税等	47,323
原 材 料	208,814	未払消費税	58,704
そ の 他	11,780	賞与引当金	55,577
固 定 資 産	1,200,647	完成工事補償引当金	6,119
有 形 固 定 資 産	894,787	前 受 金	8,431
建物及び構築物	89,104	そ の 他	71,500
機械装置及び運搬具	23,795	固 定 負 債	549,113
土 地	768,883	長期借入金	240,000
そ の 他	13,003	長期前受金	631
無 形 固 定 資 産	4,436	繰延税金負債	31
ソフトウェア	4,436	再評価に係る繰延税金負債	196,601
投資その他の資産	301,423	退職給付に係る負債	111,698
投資有価証券	278,299	長期預り金	150
長期貸付金	4,887	負 債 合 計	1,152,174
保険積立金	18,711	純 資 産 の 部	
差入保証金	31,224	株 主 資 本	3,126,086
破産更生債権等	25,850	資 本 金	2,499,380
そ の 他	3,189	資 本 剰 余 金	408,128
貸倒引当金	△60,737	利 益 剰 余 金	218,789
資 産 合 計	4,707,864	自 己 株 式	△210
		その他の包括利益累計額	429,602
		その他有価証券評価差額金	△16,913
		土地再評価差額金	446,516
		純 資 産 合 計	3,555,689
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,707,864

連結損益計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,309,458
売 上 原 価		1,682,106
売 上 総 利 益		627,351
販売費及び一般管理費		459,320
営 業 利 益		168,030
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21	
受 取 配 当 金	2,731	
為 替 差 益	6,877	
持分法による投資利益	93	
貸倒引当金戻入額	600	
賞与引当金戻入額	32,967	
そ の 他	14,490	57,783
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	833	
手 形 売 却 損	43	
そ の 他	3,004	3,881
経 常 利 益		221,932
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	27,330	27,330
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	140	140
税金等調整前当期純利益		249,122
法人税、住民税及び事業税	47,376	47,376
当 期 純 利 益		201,745
親会社株主に帰属する当期純利益		201,745

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,764,899	流 動 負 債	57,635
現金及び預金	1,731,242	未払金	11,126
未収入金	30,558	未払費用	1,114
その他	3,098	未払法人税等	37,707
固 定 資 産	1,963,823	預り金	756
有 形 固 定 資 産	846,726	賞与引当金	1,482
建物	72,567	その他	5,448
構築物	2,956	固 定 負 債	206,919
機械及び装置	90	再評価に係る繰延税金負債	196,601
工具、器具及び備品	2,228	退職給付引当金	10,318
土地	768,883	負 債 合 計	264,555
無 形 固 定 資 産	3,211	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	3,211	株 主 資 本	3,034,637
投 資 其 他 の 資 産	1,113,886	資 本 金	2,499,380
投資有価証券	244,922	資 本 剰 余 金	408,128
関係会社株式	859,693	資本準備金	408,128
出資金	160	利 益 剰 余 金	127,340
長期貸付金	4,887	利益準備金	9,213
破産更生債権等	25,850	その他利益剰余金	118,126
保険積立金	1,104	繰越利益剰余金	118,126
差入保証金	30,050	自 己 株 式	△210
長期未収入金	7,955	評 価 ・ 換 算 差 額 等	429,530
貸倒引当金	△60,737	その他有価証券評価差額金	△16,986
		土地再評価差額金	446,516
資 産 合 計	3,728,723	純 資 産 合 計	3,464,168
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,728,723

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		271,800
営 業 費 用		155,715
営 業 利 益		116,084
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,513	
受 取 配 当 金	2,555	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	600	
賞 与 引 当 金 戻 入 額	687	
そ の 他	119	6,477
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
そ の 他	1	4
経 常 利 益		122,556
特 別 利 益		
有 価 証 券 売 却 益	27,330	27,330
税 引 前 当 期 純 利 益		149,887
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	18,364	18,364
当 期 純 利 益		131,522

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社NFKホールディングス

取締役会 御中

監査法人 元和
東京都 渋谷区

指定社員 公認会計士 中川俊介 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加藤由久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NFKホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NFKホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社NFKホールディングス

取締役会 御中

監査法人 元和
東京都 渋谷区

指定社員 公認会計士 中川俊介 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 加藤由久 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NFKホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社 N F K ホールディングス
監 査 役 会
常勤監査役 村 瀬 豊 ⑩
社外監査役 笹 原 信 輔 ⑩
社外監査役 信 太 元 紀 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
1	もちだ すずむ 持田 晋 (1959年5月1日)	1982年4月 当社入社 2005年10月 当社技術開発部部长 2007年10月 日本ファーンエス株式会社取締役(現任) 2015年4月 J B R A (日本バーナ研究会) 副会長(現任) 2016年4月 (一社) 日本燃焼学会理事(現任) 2019年6月 当社代表取締役(現任)	29,700株
2	とよだ よしあき 豊田 悦章 (1968年10月21日)	1991年4月 安田生命相互保険会社(現明治安田生命相互保険会社)入社 2007年11月 明治建物株式会社入社 2008年4月 当社入社 企画部マネージャー 2010年4月 当社 I R 企画室マネージャー 2014年4月 当社総務グループマネージャー 2018年7月 当社管理部部长 2019年6月 当社取締役(現任) 2020年8月 日本ファーンエス株式会社 取締役(現任)	44,800株
3	かとう ゆうぞう 加藤 祐蔵 (1963年11月12日)	2012年12月 エコナックホールディングス株式会社入社 管理部課長 2014年4月 同社管理部部长 2014年6月 同社取締役管理部部长 2017年7月 同社取締役管理部門管掌 2020年6月 当社取締役(現任)	—
4	ごう と ひであき 神戸 英昭 (1956年9月8日)	1979年4月 ネミックラムダ株式会社入社(現:TDKラムダ株式会社) 2007年11月 バイコージャパン株式会社入社 営業部部长 2009年10月 インテグラン株式会社入社 営業部部长 2010年5月 株式会社マッキンリー入社 取締役 2015年1月 マッキンリーネクスト株式会社 代表取締役 2021年4月 日本ファーンエス株式会社入社 参与(現任)	—

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
5	伊東晋祐 (1969年9月4日)	1993年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 1995年5月 SBC証券株式会社(現UBS証券株式会社)入社 1996年6月 同社ロンドン支店 1997年10月 同社シンガポール支店 1998年2月 同社東京支店 2004年2月 同社資金債券・金融商品本部金融商品部エグゼクティブディレクター 2007年2月 同社債券本部・ストラクチャード・デリハティブ部長・マネージングディレクター 2009年12月 株式会社角川ゲームス開発本部国際事業部入社 2017年12月 弁護士登録 2017年12月 関谷総合法律事務所入所 2018年11月 中村総合法律事務所入所 2020年6月 当社取締役(現任)	—
6	増井純 (1970年12月9日)	2000年5月 株式会社ボンテヴェキオホッタ入社 2004年7月 有限会社MBL取締役 2005年4月 有限会社MBL代表取締役(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	—
7	奥村英夫 (1946年11月4日)	2006年2月 エコナックホールディングス株式会社顧問 2006年6月 エコナックホールディングス株式会社代表取締役社長 営業本部長 2006年10月 同社代表取締役社長 営業本部長兼不動産事業部長 2007年7月 同社代表取締役社長 不動産事業部長 2013年5月 ネスティー株式会社(現株式会社テルマー湯)代表取締役社長 2018年7月 エコナックホールディングス株式会社代表取締役社長(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	—

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者はございません。
2. 取締役候補者伊東晋祐氏、増井純氏、奥村英夫氏は社外取締役候補者であります。また本定時株主総会において選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
3. 神戸英昭氏は新任の取締役候補者となります。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
・伊東晋祐氏は弁護士資格を有しており、客観的視点で高度な専門性にに基づき、当社の経営に助言いただくため選任をお願いするものです。なお、同氏の社外取締役在任年数は1年となります。

- ・増井純氏は他社の代表取締役なども務めており、その経験ならびに女性ならではの新しい視点で、当社の経営に助言いただくため選任をお願いするものです。なお、同氏の社外取締役在任年数は1年となります。
 - ・奥村英夫氏は他の上場会社の代表取締役なども務めており、その卓越した見識と豊富な経験に基づき、当社の経営に助言いただくため選任をお願いするものです。なお、同氏の社外取締役在任年数は1年となります。
5. 当社は、取締役候補者伊東晋祐氏、増井純氏、奥村英夫氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において再任が承認された場合、本契約を継続する予定です。
 6. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任又は選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告をご参照願います。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人元和は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、同会計監査人に代えて新たにアルファ監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

監査役会がアルファ監査法人を会計監査人の候補者としたのは、同法人の品質管理体制、独立性、専門性、監査体制、及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正に行われることを確保する体制を備えており、会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年4月30日現在)

名 称	アルファ監査法人
事務所	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
沿 革	2020年10月2日設立
概 要	資本金 420万円 構成人員 社員（公認会計士） 6名

第3号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の理由

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたいと存じます。なお、資本金の額を減少することによって、発行済株式総数は減少いたしませんので、株主の皆様のお所有株式数に影響を与えるものではありません。また、「純資産の部」における項目間の振り替え処理であり、当社の純資産額に変更を生じるものではありません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額2,499,380,374円を2,399,380,374円減少し、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2021年8月1日

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区南青山7丁目1番5号
島根イン青山 2階 「パインコート」
TEL 03-3797-3399



■バス

- ・渋谷駅から都営バス（都01）系統
「新橋駅行き」乗車『青山学院中等部前』下車、向かい側（徒歩2分）
- ・新橋駅から都営バス（都01）系統
「渋谷駅行き」乗車『青山学院中等部前』下車、バス停前
- ・ハチ公バス『渋谷四丁目』下車、バス停前

■電車

- ・東京メトロ：銀座線、半蔵門線、千代田線『表参道駅』B1出口より徒歩15分
- ・JR：『渋谷駅』東口より徒歩15分